

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43880</a>

161

特

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

外務大臣 務務 務務  
 大臣 務務 務務  
 秘書官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務  
 領事官 務務 務務

67年09月13日 18時35分 ワシントン 米局長  
 67年09月14日 13時34分 本省 着  
 外務大臣 殿 下田(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(意見具申)

第2403号 暗 (特秘) 至急  
 往電第2402号に関し

1. オキナワ問題については日本側覚書に対する米側事務当局の検討は終了し既に米政府最高首のうの手許に回付されることつとに御高承の通りであり、またこの際日本側のプレッシャーにより米政府が譲歩を余ぎなくされつつあるかのとき感じよくを外部に与えることは不得策と感じられたので、その後本使としては米側に対し催促がましい行動に出ることを一切避けて来たところ、冒頭往電ジョンソン大使との会談は、先方よりの申し出に基くものである。(当日の会談は、日米何れの新聞記者にも気付かれず行われた。)

2. ジョンソン大使の談話は、概ね予想された通りであり、  
 過般東京においてわが方覚書手交の際の同大使の談話とぶ節を合せずものであるが、わが方としては(イ)米政府最高首のうが、オキナワ問題を極めて広大な視野より、アジア問題全体の一かんとしとらえおる点(ロ)また、この関連において日本側に期待する役割が予想以上に大であり、かつ経済西に限らず政治面での役割をも期待しおる点は注意に値すべ

特

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

く、更にまた(ハ)国際問題のみならず、種種困難な内政問題をかかえ、かつ明年の大統領選挙をひかえ機ひなる立場にある米側首のうなるだけに、(そのオキナワ問題に対する考え方は、根本的には前向きであること疑を容れないが)わが方としても本問題の米側に対する取り上げ方には、細心の注意を要するところと考えられる。

3. 来るべきカウンターパート会談において、貴大臣より直接ラスク長官に対し、再応わが方の基本的見解を力強く述べられることは、最も時に適するところなるべく、本件後日の解決促進に寄与するところ大なるものあるべしと考えられるが、その際更に例えば(イ)施政権返かんまでの過渡期におけるオキナワ現地のレヂームまたは(ロ)施政権返かん後における安保条約特に事前協議条項のオキナワに対する適用ぶり等、具体的事項についての日本側ふく案をも示すべきや否やの点については、最近のわが政府部内における審議ぶりをつまびらかにしない本使としては、的確な判断を下し得ないところであるが、もし貴大臣御自身これら事項を取上げられるには時期しよう早なりとすれば、あるいはこの際外務審議官、北米局長のレベルにおいて、米側当局との間に、非公式かつイン。コミッタル。ペーシスの話し合いを行われしめられおくことが後日のため有益ならずやと考えられる。ただし米側にとっては、これら事項についての日本側ふく案を予

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

め承知しておくことは、その最終的態度の決定をも容いならしめるものと推測されるからである。

4. 前項(イ)(ロ)の問題をも取上げられる場合の御参考までに、未じゆくながら本使気付きの点を具申すれば次の通り。

(1) 現地レヂームに関しては、施政権返かん前のオキナワに、日本政府の官りを派遣し、同地域の施政に直接干与せしめることは不適當と考えられる。かかる試みは(イ)現地住民をして二人の主権者につかえるごとき感しよくをいだしめ、いたずらに方途にまよわしめるか、または(ロ)日本占領中のG.H.Q.対日本政府の關係に類じした事態をオキナワに再現せしめ、結局円かつなる施政の運営を不可能ならしめる危険大なりと考えられる。(この点ジョンソン大使も全く同感)

(2) 施政権返かん前において、現地に派遣される日本政府官りの任務は、し問的(問いただし、相談する)役割をもつてその限界とすべきものと考えられる。例えばオキナワ住民、現地米軍、日本政府の三者の代表を全く対等の資格をもつて参加せしめるし問委員会を組織し、民政に関する各般の重要事項は、すべて同委員会にはかつた上実施せしめることとするのも一案と考えられる。

(3) 事前協議条項に関しては、核兵器以外のCONVEN

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

極秘

TIONALな兵器、兵員の大量移動またはこれらによる出撃につき、ベトナム戦争継続中は、同条項の適用を除外するとのフォーミュラは適當と思われず、むしろこれらについても同条項は等しく適用ありとの建前をとり、ただベトナム戦争中は日本政府が包括的承認を与え、個別の場合にその都度米側が承認を求めることを必要とせずとのフォーミュラを採用する方適當かと考えられる。

(了)